

医政発0225第2号
令和3年2月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の
整備事業の実施について

標記については、別添「地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業実施要綱」により行い、令和3年1月28日より適用することとしたので通知する。

地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業 実施要綱

1 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、看護師等養成所においては、休校や医療機関での実習中止等を余儀なくされている。

このような状況下においても、地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を招かないため、看護師等養成所間で教育の差が生じることがないような教育体制の整備を目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条及び第18条に基づき指定された看護師養成所、助産師養成所、保健師養成所及び准看護師養成所とする。

ただし、私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金（令和2年6月4日文部科学大臣裁定）における学校法人（専修学校においては準学校法人を含む。）は除く。

3 事業内容

看護師等養成所において必要な遠隔授業やICTを活用した教育体制整備を行うものとする。